

# 町からのお知らせ



## システム標準化に伴う住民票等の様式変更について

興部町では令和8年1月19日より国が定める標準仕様に準拠したシステムに更新するため、住民票の写しや印鑑登録証明書などの様式が変わります。

### ○住民票の写しの様式変更について

住民票の写しの様式は「連記式」と「個人票」の2種類です。どちらもA4縦で発行されます。

#### ・世帯連記式

1枚に4人までの世帯員が記載される様式です。対象者が1人の場合でも世帯連記式での発行が可能です。

住所や氏名などは最新の情報のみが記載され、変更履歴は記載されません。

※住所履歴は、現住所および転入前住所が記載されます。申請の際、様式の指定がない場合、この様式での発行となります。

#### ・個人票

1枚につき1人のみが記載される個人単位の様式です。

世帯員が複数人いる場合の住民票の写しをご希望の場合は、世帯票で発行いたします。

住所や氏名などは最新の情報のみが記載されます。

※申し出があれば、過去の変更履歴を入れることができる場合があります。ただし、ご希望の履歴を全て記載できるとは限りません。

### ○印鑑登録証明書の様式変更について

サイズがA5横からA4縦へと変更となります。

### ○標準化による文字の変更

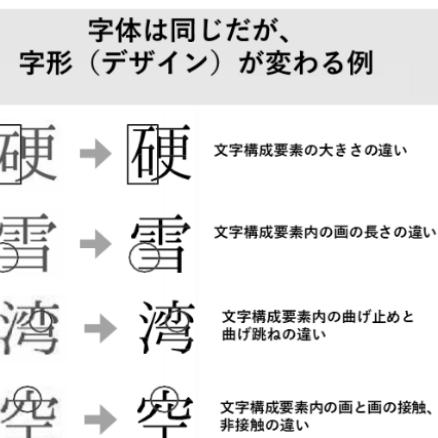
基幹業務システムで使用する文字についても、統一規格である「行政事務標準文字」が導入され、すべての自治体が同じ文字を使えるように標準化されます。

標準化により、証明書類など町から発行される文字が今までと違ったデザインになる場合があります。

※行政事務標準文字は、自治体が発行する証明書やコンピューター処理などで使われるものであって、町民の皆様が同じ字形を使用しなければならないというものではありません。書類などに手書きされる場合は、これまで通りの字形をお使い頂いて問題ありません。

※戸籍では従来の文字を保持し続けます。

■お問合せ 住民課 戸籍年金係 TEL82-2164



## 令和8年度 保育所入所児童の募集について

令和8年4月から保育所（興部・沙留）に入所を希望される児童を次のとおり募集しますので、希望される方は期日までに手続きされますようご案内いたします。

### 1. 入所できる児童

保育所へ入所できる児童は、保護者および同居の親族その他の方全員が居宅内外で労働している等により、保育を必要とすると認められた場合です。

### 2. 入所定員

興部保育所 45名（1歳児～3名、2歳児～6名、3歳以上児～36名）

沙留保育所 45名（1歳児～1名、2歳児～4名、3歳以上児～40名）

### 3. 入所申込み手続き

新たに入所を希望される方、また現在入所されていて継続入所を希望される方は、関係書類を期日までに提出してください。

### ＜申請書等の配布および提出先＞

福祉保健総合センター「きらり」、沙留出張所、興部保育所、沙留保育所

### 4. 入所の決定

児童の家庭状況等に基づき審査を行い、定員を超える場合は、保育の必要性が高いとみなされる順から入所決定となりますのでご了承願います。なお、入所が決定しましたら保護者に通知いたします。

### 5. 保育料

・1歳児、2歳児の保育料は、入所児童の保護者および家族の「町民税所得割額」によって決定します。なお、町民税の税額は6月に決定されるため、令和8年4月分から8月分までの保育料については「令和7年度町民税所得割額」、9月分から3月分の保育料については、「令和8年度町民税所得割額」をもとに算出します。

・3歳から5歳児の保育料については、令和元年10月より実施の「児童教育・保育無償化」制度により無料となります。

### 6. 副食費（おかず代等）

副食費については、保護者の皆様に月額4,500円をご負担いただきます。

※1歳児～2歳児クラスの児童については、保育料に副食費が含まれていますので負担金はありません。

※3歳児～5歳児クラスの児童については、年収360万円未満相当の世帯および第3子以降の児童の副食費は免除されます。

### 7. 申込期日

1月15日（木曜日）から2月12日（木曜日）まで

※以降の申込みについては、定員内であれば随時受け付けます。

※令和8年10月に認定こども園が開園となります。興部保育所につきましては、認定こども園へ移行することになりますので、ご承知おきください。

※不明な点などがありましたら、下記までお問い合わせください。

■お問合せ 福祉保健課 社会福祉係 TEL82-4120

## 沿道家屋等からの落氷雪による事故の防止について

沿道家屋等からの落氷雪による死傷事故を含めた“雪”に起因する事故は、毎年道内各地で発生しており、同様の事故でケガをする方や、重症の場合、命をとされる方も少なくありません。

### ○沿道家屋等からの落氷雪による事故防止のお願い

1. 落氷雪の発生が懸念される沿道家屋等には、雪止めを設置してください。
2. 既に雪止めが設置されている場合であっても、針金等の錆や老朽化等による破損が原因で落氷雪が発生することもあるため、必ず点検して、破損等が発見された場合は、早急に修繕をおこなってください。
3. 落氷雪は、気温が-3℃～+3℃で発生しやすいという特徴があるため、早めに除雪するとともに、除雪は必ず複数人で行い、歩行者や付近で遊んでいる子供等に十分に注意してください。
4. 高い建物の壁、窓枠、突出看板等からの落氷雪は、少量でも危険であるため、付着した氷雪は早めに除去してください。
5. 軒下を通行するときは、屋根からの落氷雪に十分に注意してください。
6. 軒下や道路では、絶対に子供を遊ばせないでください。
7. 落氷雪があった場合は、直ちに負傷者がいないか確認するとともに、歩行者等の通行の支障にならないように直ちに除去してください。
8. 交通事故および交通障害防止のため、屋根からの落氷雪や敷地内の積雪を道路に出さないでください。

■お問合せ 建設課 管理・車両係 TEL82-2166

## ひまわり基金法律事務所無料法律相談（事前予約制）のお知らせ

紋別市に開設されております「ひまわり基金法律事務所」では、興部町において毎月1回の無料法律相談を実施しています。

もし身近に法律に関する問題がありましたら、この機会に相談してみてはいかがでしょうか。是非お気軽にお申し込みください。

○日 時 2月3日（火曜日） 10:00～12:00（一人30分程度を予定）

○場 所 福祉保健総合センター「きらり」

○相談内容 法律相談全般  
(例 多重債務・離婚・交通事故・相隣関係・借地借家・相続・刑事案件・犯罪被害者他)

○事前予約 相談には『事前予約』が必要となります。（前日の17:00までに連絡）  
予約状況によっては予約の受付ができない場合があります。

○相談担当 紋別ひまわり基金法律事務所 弁護士 宮下 尚也

■電話予約 紋別ひまわり基金法律事務所 TEL0158-26-2277

## 令和7年度 成人大学講座 Let's eat Japaaaaaanを実施します

町内在住外国人と町内在住者で、うどん作り体験会を実施します。  
うどん作りながら異文化交流しませんか？皆様のご参加お待ちしております。

○日 時 2月1日（日曜日）9時30分～14時00分

※時間については多少前後する場合があります。

○場 所 中央公民館 展示室

○参 加 料 無料

○定 員 25名 ※高校生以上

○送 迎 沙留の方は、沙留公民館に9時00分に迎えに行きます。

○申込期間 1月22日（木曜日）まで

○持 ち 物 エプロン・バナナ・マスク

■お問合せ・申込 教育委員会 社会教育課 社会教育係 TEL82-2552

## 広域紋別病院精神科巡回診療について

広域紋別病院では、精神科医師による巡回診療を実施しています。

○対 象 こころの健康に関してお困りで医療機関への通院が困難な方

○診療日時 2月4日（水曜日）14:00～

○場 所 きらり 診察室

○予約受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00（診療日の前週金曜日までに予約）

○持 ち 物

保険診療となりますので、マイナンバーカードまたは資格確認書を必ずご持参ください。  
広域紋別病院の診察券や自立支援医療の受給者証、その他の公費負担受給者票をお持ちの方は併せてご持参ください。

○支払方法

診療費は後日ご自宅に送付する納入通知書にて金融機関または広域紋別病院会計窓口でお支払い下さい。

■お問合せ・予約 広域紋別病院 TEL0158-28-6610

【目指せ！500日！】

令和8年1月15日で

町内の交通事故ゼロ145日

スピードダウンとシートベルトの全席着用

